

障害者対応設備等の特別償却の償却限度額の計算
に関する付表（措法46の2②、68の31②）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

特別償却の種類	1	46条の2第2項表()号 68条の31第2項表()号	46条の2第2項表()号 68条の31第2項表()号	46条の2第2項表()号 68条の31第2項表()号
事業の種類	2			
障害者対応設備等の種類	3	建物附属設備 ・車両及び運搬具	建物附属設備 ・車両及び運搬具	建物附属設備 ・車両及び運搬具
障害者対応設備等の名称	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
取得価額	7	円	円	円
基準取得価額割合	8	$\frac{25、40又は100}{100}$	$\frac{25、40又は100}{100}$	$\frac{25、40又は100}{100}$
基準取得価額 (7) × (8)	9	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{15又は20}{100}$	$\frac{15又は20}{100}$	$\frac{15又は20}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	障害者対応設備等の 設置場所等判定上 参考となる事項	13		
	証明年月日	14		

特別償却の付表（二十六）

平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（二十六）の記載の仕方

- 1 この付表（二十六）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の2第2項《障害者対応設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の31第2項《障害者対応設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金を積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第46条の2第2項の表又は第68条の31第2項の表（以下これらを「表」といいます。）の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、（ ）内に表の該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、障害者対応設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「障害者対応設備等の種類3」には、措置法第46条の2第2項（又は第68条の31第2項）に規定する障害者対応設備等が「建物附属設備」、「車両及び運搬具」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 5 「障害者対応設備等の名称4」には、「エレベーター」、「エスカレーター」、「低床型路面電車」、「リフト付バス」、「ノンステップバス」、「リフト付タクシー」、「スロープ付タクシー」等のように障害者対応設備等の名称を記載します。
- 6 「取得価額7」には、障害者対応設備等の取得価額を記載します。

ただし、その障害者対応設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「基準取得価額割合8」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 障害者対応設備等が表の第1号に掲げるエレベーター及びエスカレーターに該当する場合…「100」
 - (2) 障害者対応設備等が表の第2号に掲げる電車又は表の第3号に掲げる自動車に該当する場合…「40」
 - (3) 障害者対応設備等が表の第4号に掲げる自動車に該当する場合…「25」
- 8 「特別償却率10」の分子は、障害者対応設備等の区分に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
 - (1) 表の第1号に掲げる資産…「15」
 - (2) 表の第2号から第4号までに掲げる資産…「20」
- 9 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「障害者対応設備等の設置場所等判定上参考となる事項13」には、障害者対応設備等が表の第1号に掲げる資産である場合に、その設置が措置法令第29条の2第4項（又は第39条の60第4項）の要件に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。
 - (2) 「証明年月日14」には、租税特別措置法施行規則第20条の18（又は第22条の39）に規定する証明書の証明年月日を記載します。